

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額							
法	第9項	評 価 額 の 1/2 の 額		809	305	59,763,909		20,765	6,056,621	65,842,409
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		566	28	38,997,891		20,750	4,065,173	43,084,408
第11項	評 価 額 の 1/2 の 額			-	56	5,268,660		720	3,777	5,273,213
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	56	3,216,079		720	2,644	3,219,499
第20項	評 価 額 の 1/4 の 額			-	-	31,692		2,433	7,522,204	7,556,329
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	20,746		1,996	4,924,017	4,946,759
第23項 (新法分)	評 価 額 の 1/3 の 額			-	-	81,393		7	791	82,191
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	37,354		7	321	37,682
	評 価 額 の 1/6 の 額			1,982	126	1,517,244		-	9,631	1,528,983
		減 額 後 の 課 税 標 準 額			1,982	126	1,061,445		-	9,154
第23項 (旧法分)	評 価 額 の 1/3 の 額			-	-	-		-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-		-	-	-
	評 価 額 の 1/6 の 額			-	-	-		-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-		-	-	-
第23項 (旧法分)	評 価 額 の 1/6 の 額			-	-	-		-	19,150	19,150
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-		-	18,230	18,230
第24項	評 価 額 の 1/2 の 額			-	-	33,513,703		-	70,637,720	104,151,423
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	23,459,591		-	49,446,404	72,905,995
第27項 (新法分)	評 価 額 の 1/2 の 額			-	-	13,216		-	-	13,216
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	9,251		-	-	9,251
第27項 (旧法分)	評 価 額 の 1/6 の 額			-	-	65,611		-	34,855	100,466
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	42,396		-	12,496	54,892
第29項	評 価 額 の 1/2 の 額			-	-	3,456,389		-	13,591,408	17,047,797
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	2,419,472		-	9,513,986	11,933,458
第32項	評 価 額 の 1/3 の 額			-	-	177,148		-	1,285,091	1,462,239
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	91,741		-	899,563	991,304
第33項	評 価 額 の 1/2 の 額			-	-	-		-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-		-	-	-
法 附 則 第 15 条	第13項	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	16,338,255		-	-	16,338,255
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	11,436,777		-	-	11,436,777
		評 価 額 の 3/5 の 額		-	-	22,300,849		-	-	22,300,849
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	15,633,251		-	-	15,633,251
第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/2 の 額			-	-	-		-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-		-	-	-

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目	地 目					計
			田	畑	宅 地	山	林	
法	第15項 (旧法分)	評価額の1/5の額	-	-	1,160,162	-	-	1,160,162
		減額後の課税標準額	-	-	609,390	-	-	609,390
法	第15項 (旧法分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	38,665	38,665
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	7,743	7,743
法	第15項 (旧法分)	評価額の1/2の額	-	-	18,077,910	-	-	18,077,910
		減額後の課税標準額	-	-	12,654,537	-	-	12,654,537
附	第30項	評価額の1/2の額	-	-	514,049	1,007	5,909,570	6,424,626
		減額後の課税標準額	-	-	460,027	1,007	4,153,591	4,614,625
附	第43項	評価額の2/3の額	-	-	-	-	167,800,711	167,800,711
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	116,620,613	116,620,613
則	第51項	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
		評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
則	第53項	評価額の1/2の額	7	-	889,848,424	-	368,981	890,217,412
		減額後の課税標準額	7	-	702,447,861	-	249,151	702,697,019
第	第54項	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
		評価額の1/2の額	-	-	833,046	-	-	833,046
		減額後の課税標準額	-	-	567,894	-	-	567,894
第	第55項	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
		評価額の1/2の額	-	-	248,410	1,983	4,751	255,144
		減額後の課税標準額	-	-	200,079	1,983	3,326	205,388
15	第56項	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
		評価額の1/2の額	-	-	478,888	-	-	478,888
		減額後の課税標準額	-	-	322,145	-	-	322,145
条	第57項	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
		評価額の1/2の額	-	-	27,711,352	-	916,228	28,627,580
		減額後の課税標準額	-	-	19,692,632	-	637,556	20,330,188
条	第61項	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
法第15条の2 附則	第2項 (第15条の3の適用を 受けないものに限る。)	評価額の1/2の額	-	-	346,410	14,099	8,017,445	8,377,954
		減額後の課税標準額	-	-	238,272	14,098	5,747,124	5,999,494

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法第15附条の則3	第1項	評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	7,835,553	731,349	134,784,246	143,351,148
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	5,126,725	506,701	91,919,271	97,552,697
		評 価 額 の 3/10 の 額	-	140	8,932,911	329	97,226,009	106,159,389
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	97	6,136,956	328	62,209,178	68,346,559
合 計		評 価 額	2,798	627	1,098,509,136	772,692	514,227,854	1,613,513,107
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	2,555	307	844,878,278	547,590	350,439,541	1,195,868,271
法附則第15条の8	第2項 (新法分)	(平成20年度末までに新築) 評 価 額	-	-	26,126,300	-	-	26,126,300
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	689,804	-	-	689,804
	第2項 (旧法分)	(平成17年度末までに新築) 評 価 額	-	-	27,616,474	-	-	27,616,474
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	1,364,111	-	-	1,364,111
法附則第29条の5	第7項	市街化区域農地としての 評 価 額	23,144,331	5,648,283	277,238	-	-	29,069,852
		徴 収 猶 予 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	5,775,754	1,532,645	39,899	-	-	7,348,298
	第8項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	167,027	-	-	-	167,027
		徴 収 猶 予 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	34,976	-	-	-	34,976
	第16項	市街化区域農地としての 評 価 額	462,027	6,331,729	120,959	-	84,942	6,999,657
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	134,426	1,517,565	16,944	-	52,911	1,721,846
	第17項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-	-	-	-
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
法第29附条の則6	第1項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-	-	-	-
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-



第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額 の 1/5 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額							
法	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/5 の 額	-	-	1,160,162	-	-	-	-	1,160,162
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	609,390	-	-	-	-	609,390
法	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
附	第30項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	18,077,910	-	-	-	-	18,077,910
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	12,654,537	-	-	-	-	12,654,537
則	第43項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
第	第51項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
第	第53項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	180,365,920	-	-	-	-	180,365,920
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	158,763,025	-	-	-	-	158,763,025
15	第54項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	381,295	-	-	-	-	381,295
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	264,203	-	-	-	-	264,203
条	第55項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	6,933	-	-	-	-	6,933
第	第56項	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	4,437	-	-	-	-	4,437
		評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	274,015	-	-	-	-	274,015
第	第57項	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	190,701	-	-	-	-	190,701
		評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	1,137,632	-	-	-	-	1,137,632
第	第61項	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	786,900	-	-	-	-	786,900
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-
法 第15 条 の 2 附 則	第2項 (第15条の3の適用を 受けないものに限る。)	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	42,365	-	-	1,866,257	-	1,908,622
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	29,410	-	-	1,771,661	-	1,801,071

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計	
法第15附条の則3	第1項	評価額の3/5の額	-	-	5,648,739	-	81,735,979	87,384,718	
		減額後の課税標準額	-	-	3,729,366	-	55,446,946	59,176,312	
		評価額の3/10の額	-	-	4,306,388	-	25,890,650	30,197,038	
		減額後の課税標準額	-	-	3,012,275	-	20,105,424	23,117,699	
合 計		評 価 額	-	-	300,588,651	15	111,211,994	411,800,660	
		減額後の課税標準額	-	-	240,352,182	15	78,503,841	318,856,038	
法附則第15条の8	第2項 (新法分)	(平成20年度末までに新築) 評 価 額	-	-	3,534,619	-	-	3,534,619	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	94,252	-	-	94,252	
	第2項 (旧法分)	(平成17年度末までに新築) 評 価 額	-	-	4,794,235	-	-	4,794,235	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	264,761	-	-	264,761	
法附則第29条の5	第7項	市街化区域農地としての 市 評 価 額	20,632,584	3,129,458	-	-	-	23,762,042	
		徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	5,081,217	812,040	-	-	-	5,893,257	
	第8項	市街化区域農地としての 市 評 価 額	-	167,027	-	-	-	167,027	
		徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	-	34,976	-	-	-	34,976	
	第16項	市街化区域農地としての 市 評 価 額	222,960	2,322	120,959	-	81,339	427,580	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	63,637	696	16,944	-	51,244	132,521	
	第17項	市街化区域農地としての 市 評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
	法第29附条の則6	第1項	市街化区域農地としての 市 評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
法	第9項	評 価 額 の 1/2 の 額		809	305	14,251,449	186	2,619,795	16,872,544
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		566	28	8,941,078	172	1,677,920	10,619,764
第11項	第11項	評 価 額 の 1/2 の 額		-	56	566,617	335	3,776	570,784
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	56	240,990	335	2,643	244,024
第20項	第20項	評 価 額 の 1/4 の 額		-	-	26,301	1,635	6,013,903	6,041,839
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	17,549	1,198	3,917,292	3,936,039
第23項 (新法分)	第23項 (新法分)	評 価 額 の 1/3 の 額		-	-	75,407	7	791	76,205
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	33,164	7	321	33,492
		評 価 額 の 1/6 の 額		1,982	126	50,470	-	9,623	62,201
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		1,982	126	34,703	-	9,146	45,957
349	第23項 (旧法分)	評 価 額 の 1/3 の 額		-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/6 の 額		-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
条	第23項 (旧法分)	評 価 額 の 1/6 の 額		-	-	-	-	19,150	19,150
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	18,230	18,230
の	第24項	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	18,824,795	-	42,879,109	61,703,904
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	13,177,356	-	30,015,376	43,192,732
3	第27項 (新法分)	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	13,216	-	-	13,216
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	9,251	-	-	9,251
	第27項 (旧法分)	評 価 額 の 1/6 の 額		-	-	65,240	-	30,813	96,053
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	42,174	-	9,982	52,156
	第29項	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	3,456,389	-	13,591,408	17,047,797
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	2,419,472	-	9,513,986	11,933,458
	第32項	評 価 額 の 1/3 の 額		-	-	89,301	-	1,285,091	1,374,392
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	62,510	-	899,563	962,073
	第33項	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 15 条	第13項	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 3/5 の 額		-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
		評 価 額 の 1/5 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額								
法	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/5 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	38,665	38,665	38,665	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	7,743	7,743	7,743	
附	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第30項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	15,305	-	910	4,342,027	4,358,242	4,358,242	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	10,713	-	910	3,053,283	3,064,906	3,064,906	
則	第43項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	160,197,113	160,197,113	160,197,113	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	111,687,438	111,687,438	111,687,438	
第	第51項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第53項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	671,985,269	-	-	344,928	672,330,197	672,330,197	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	518,343,659	-	-	236,538	518,580,197	518,580,197	
15	第54項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	409,860	-	-	-	-	409,860	409,860
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	274,367	-	-	-	-	274,367	274,367
	第55項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
条	第56項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	225,007	-	1,983	4,751	231,741	231,741	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	184,624	-	1,983	3,326	189,933	189,933	
		評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第57項	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	204,873	-	-	-	204,873	204,873	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	131,444	-	-	-	131,444	131,444	
	第61項	評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法 第 15 条 附 則 第 2 項	第2項 (第15条の3の適用を 受けないものに限る。)	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	16,289,106	-	-	892,173	17,181,279	17,181,279	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	10,888,960	-	-	623,123	11,512,083	11,512,083	
法 第 15 条 附 則 第 2 項	第2項 (第15条の3の適用を 受けないものに限る。)	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法 第 15 条 附 則 第 2 項	第2項 (第15条の3の適用を 受けないものに限る。)	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	228,388	-	1,195	5,547,102	5,776,685	5,776,685	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	155,929	-	1,195	3,621,112	3,778,236	3,778,236	



第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法第15附条の則3	第1項	評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	2,155,467	711,830	51,217,810	54,085,107
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	1,377,397	487,297	35,325,929	37,190,623
		評 価 額 の 3/10 の 額	-	-	3,973,789	67	61,701,760	65,675,616
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	2,673,556	67	35,907,489	38,581,112
合 計		評 価 額	2,791	487	732,906,249	718,148	350,739,788	1,084,367,463
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	2,548	210	559,018,896	493,164	236,530,440	796,045,258
法附則第15条の8	第2項 (新法分)	(平成20年度末までに新築) 評 価 額	-	-	22,591,681	-	-	22,591,681
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	595,552	-	-	595,552
	第2項 (旧法分)	(平成17年度末までに新築) 評 価 額	-	-	22,822,239	-	-	22,822,239
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	1,099,350	-	-	1,099,350
法附則第29条の5	第7項	市街化区域農地としての 評 価 額	2,511,747	2,518,825	277,238	-	-	5,307,810
		徴 収 猶 予 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	694,537	720,605	39,899	-	-	1,455,041
	第8項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-	-	-	-
		徴 収 猶 予 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
	第16項	市街化区域農地としての 評 価 額	239,067	6,329,407	-	-	3,603	6,572,077
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	70,789	1,516,869	-	-	1,667	1,589,325
	第17項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-	-	-	-
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
法第29附条の則6	第1項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-	-	-	-
		減 額 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-



第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額 の 1/5 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額							
法	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/5 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法	第15項 (旧法分)	評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
附	第30項	評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	498,744	-	97	1,567,543	2,066,384
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	449,314	-	97	1,100,308	1,549,719
附	第43項	評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	7,603,598	7,603,598
		評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	4,933,175	4,933,175
則	第51項	評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 3/5 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	7	-	37,497,235	-	-	24,053	37,521,295
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	7	-	25,341,177	-	-	12,613	25,353,797
第	第54項	評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	41,891	-	-	-	41,891
		評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	29,324	-	-	-	29,324
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	16,470	-	-	-	16,470
15	第55項	評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	11,018	-	-	-	11,018
		評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
条	第56項	評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
	第57項	評 価 額 の 2/3 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	10,284,614	-	-	24,055	10,308,669
	第61項	評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	8,016,772	-	-	14,433	8,031,205
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法第15条の2 附則	第2項 (第15条の3の適用を 受けないものに限る。)	評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	75,657	-	12,904	604,086	692,647
		評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	52,933	-	12,903	354,351	420,187

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法第15附条の則3	第1項	評価額の3/5の額	-	-	31,347		19,519	1,830,457	1,881,323
		減額後の課税標準額	-	-	19,962		19,404	1,146,396	1,185,762
		評価額の3/10の額	-	140	652,734		262	9,633,599	10,286,735
		減額後の課税標準額	-	97	451,125		261	6,196,265	6,647,748
合 計		評 価 額	7	140	65,014,236		54,529	52,276,072	117,344,984
		減額後の課税標準額	7	97	45,507,200		54,411	35,405,260	80,966,975
法附則第15条の8	第2項 (新法分)	(平成20年度末までに新築) 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-
	第2項 (旧法分)	(平成17年度末までに新築) 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-
法附則第29条の5	第7項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-
	第8項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-
	第16項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-
	第17項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-
法第29附条の則6	第1項	市街化区域農地としての 評 価 額	-	-	-		-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-		-	-	-